

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼松が岡二丁目7365番36地先		6.0	62.7
	901号線	鵜沼松が岡二丁目7365番380地先			
2	藤沢	本町四丁目1479番7地先		4.5	19.3
	747号線	本町四丁目1479番11地先			
3	藤沢	本藤沢二丁目6081番23地先		4.5 ～ 6.0	74.4
	748号線	本藤沢二丁目6081番12地先			
4	善行	善行五丁目3646番1地先		4.5	22.5
	610号線	善行五丁目3647番18地先			
5	善行	善行坂二丁目3884番30地先		4.5	30.7
	611号線	善行坂二丁目3884番25地先			
6	六会	亀井野字不動前653番38地先		6.0 ～ 7.9	74.9
	871号線	亀井野字不動前790番7地先			
7	六会	亀井野字二ツ田2271番地先		4.0	92.2
	872号線	亀井野字二ツ田2283番地先			

8	六会	亀井野字二ツ田 2 2 7 3 番地先	4.0 ～ 4.4	195.6
	8 7 3 号線	亀井野字二ツ田 2 3 1 0 番地先		
9	湘南台	湘南台七丁目 9 番 1 6 地先	4.0 ～ 4.2	16.7
	4 3 0 号線	湘南台七丁目 9 番 2 3 地先		
1 0	遠藤	遠藤字窪前田 1 4 3 番 6 地先	4.5 ～ 7.1	34.7
	3 8 1 号線	遠藤字窪前田 1 4 1 番地先		
1 1	長後	下土棚字谷戸 2 6 3 番 1 7 地先	5.0	20.7
	9 0 1 号線	下土棚字谷戸 2 6 3 番 1 3 地先		

提案理由

鶴沼 9 0 1 号線ほか 1 0 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又

- は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
 - 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。